

レスポンシブル・ケア検証に関する基準

Ver. No 4. 0



レスポンシブル・ケア[®]

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア検証に関する基準

1. 目的

レスポンシブル・ケア検証は、「環境・安全に関する日本化学工業協会基本方針」(2005年改訂)並びに「レスポンシブル・ケア コード」に沿って行なわれる自主管理活動の内容と成果を客観的に評価することにより、会員企業のレスポンシブル・ケア活動の質を高めること、及び検証制度、受審状況を公表することにより、レスポンシブル・ケア活動の信頼性の向上に資することを目的とする。

2. 適用

本検証は、一般社団法人日本化学工業協会RC委員会会員企業及びその関連企業を対象とする。

3. 定義等

[レスポンシブル・ケア検証]

会員企業が実施しているレスポンシブル・ケア活動の内容を、当事者以外が、客観的に評価し、評価結果を文書(評価文書)として、受審企業に提供すること。

[レスポンシブル・ケア コード]

「環境・安全に関する日本化学工業協会基本方針」(1990)に沿って、レスポンシブル・ケア活動を実施するに際しての基本的実施事項を定めたものであり、現在考えられる範囲で理想的な活動の姿を描き、この達成に必要な事項を記載したものである。

レスポンシブル・ケア コードは、現在、マネジメントシステムコード、環境保護コード、保安防災コード、労働安全衛生コード、物流安全コード、化学品・製品安全コード、社会との対話コードの7つの個別コードより構成されている。

4. 組織

本検証を実施するに当たり、日本化学工業協会は、RC委員会規約・第3条(5)項に従い、レスポンシブル・ケア検証センター(以後、検証センターと略す)を設立し、検証業務を行わしめる。また、制度の透明性を確保する目的で、学識経験者、産業界の代表及び利害関係者で構成される検証評議会(以後、評議会と略す)を設置し、検証制度の構築・改善に係わる勧告・助言、を行う。

5. 各組織の役割

本検証における、日本化学工業協会RC委員会、検証センターの役割は以下の通りとする。

5. 1 日本化学工業協会RC委員会

レスポンシブル・ケア検証制度の構築、運営に係る下記の業務

- ①レスポンシブル・ケア検証に係わる文書の制定、改訂
- ②評議会議長及び評議員の任命
- ③検証センター長の任命

5. 2 評議会

レスポンシブル・ケア検証制度の仕組み、に係る下記の業務

- ①検証制度に係わる仕組みに関する助言
- ②検証制度に係わる基準、規程類に関する助言
- ③検証制度の運用に関する助言

5. 3 検証センター

レスポンシブル・ケア検証制度の運用に係る下記の業務

- ①事務処理、検証実施、評価文書の作成・承認および発行等の検証業務
- ②検証員の認定

6. 運用

6. 1 検証範囲

「レスポンシブル・ケア コード」が規程する活動を検証範囲とする。なお、レスポンシブル・ケア活動の結果を反映した文書、データ等も検証範囲に含める。詳しくは、別途定める「検証範囲基準」(RCV RL-03/PR02)に従うものとする。受審企業は、この検証範囲から自らに適した検証対象を選択できるものとする。

6. 2 検証方法

本検証は、基本的にレスポンシブル・ケア活動に関する具体的実施事項を定めた「レスポンシブル・ケア コード」を評価の基準として用い、検証業務手順書に従って検証を実施する。

6. 3 公表

レスポンシブル・ケア検証制度の仕組み、及び受審結果を公表するものとする。

6. 4 評価の修正

虚偽のデータ、または資料により評価が適正に行われなかった場合、又はレスポンシブル・ケアに対する社会の信用を著しく失墜させたと検証センターが判断した場合、再度、検証を実施し、評価の修正を行うこととする。

7. 検証に係わる費用

検証員報酬、検証評議会運営費等、検証に際して発生する費用と、受審企業から受け取る検証料金(審査料と検証員旅費より構成される)とは、基本的にバランスする検証料金設定とする。詳しくは、「検証料金・検証運営費基準」(RCV RL-03/PR03)に従うものとする。

8. その他の機関での検証の実施

本検証の検証センター以外での実施は、実施しようとする機関が日本化学工業協会RC委員会に申請し、サブライセンスを付与されることにより可能になる。ライセンスフィー等は別途日本化学工業協会RC委員会との協議により定めるものとする。

<附則>

この基準は、2002年4月1日から適用する。